

# 会社更生法等に基づく会社更生手続等開始の決定を受けた者の 入札参加資格の再審査に関する要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、大館市入札参加資格に関する要綱(以下「資格要綱」という。)に基づき有資格業者とされた者が、入札参加資格の有効期間中に会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた場合における入札参加資格の再審査の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

## (再審査該当事由等)

第2条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を市長に届出し、入札参加資格の再審査(以下単に「再審査」という。)を受けなければならない。

会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたとき

民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたとき

2 有資格業者は、前項各号のいずれかに該当することとなった日から、第5条第1項の規定に基づく入札参加資格の再認定を受けるまでの間は、大館市が行う入札及び見積合わせ等に参加することができない。

## (再審査の申請)

第3条 有資格業者は、再審査の申請を行うときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

入札参加資格再審査申請書(別記様式)

資格要綱第5条各号に掲げる書類のうち必要と認められる書類(同条第1項第1号オに掲げる総合評定値通知書にあっては、経営事項審査の審査基準日が更生手続又は再生手続開始の決定日以降の日であるものに限る。)

裁判所が発行した更生手続開始又は再生手続開始の決定書の写し

2 建設工事の有資格業者は、管轄裁判所に会社更生計画案又は会社再生計画案とともに提出した財務諸表を対象として実施された建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に基づく経営事項審査により作成される総合評定値通知書が到着した日以降でなければ再審査の申請を行うことができない。

## (再審査の実施)

第4条 前条第1項に基づき再審査の申請があったときは、大館市資格審査委員会(以

下「委員会」という。)がこれを審査するものとする。この場合において、当該再審査の申請者に係る入札参加資格の取扱いについては、以下のとおりとする。

再審査の申請内容が適当であると認めるときは、当該再審査の申請者を有資格業者と認定し、有資格者名簿に登録するものとする。

再審査の申請内容の全部又は一部が不適當であると認めるときは、当該再審査の申請に係る登録項目の全部又は一部について、入札参加資格を認定しないものとする。

再審査の申請内容が建設工事である場合で、委員会が必要と認めるときは、当該再審査の申請に基づいて登録項目(工事種別)ごとに付与される評価点数を概ね20%の範囲で減じることができる。

当該再審査の申請者に係る従前に入札参加資格は、再審査に基づく入札参加資格の認定又は不認定の結果と同時に消滅するものとする。

(再審査後の入札参加資格の有効期間)

第5条 再審査により認定された入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格が認定された日から資格要綱第4条第1項に規定する次回の定期審査に基づく入札参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の入札参加資格の取扱要領  
(建設工事)(平成18年4月1日)

会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の入札参加資格の取扱要領  
(測量及び建設コンサルタント等業務)(平成18年4月1日)

会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の入札参加資格の取扱要領  
(物品調達及び役務提供等)(平成18年4月1日)

民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の入札参加資格の取扱要領  
(建設工事)(平成18年4月1日)

民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の入札参加資格の取扱要領  
(測量及び建設コンサルタント等業務)(平成18年4月1日)

民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の入札参加資格の取扱要領  
(物品調達及び役務提供等)(平成18年4月1日)

別記様式（第3条関係）

## 大館市入札参加資格再審査申請書

年 月 日

大館市長様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

（ 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定に基づく更生手続開始  
民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始 ） の

決定を受けたので、会社更生法等に基づく更生手続等開始の決定を受けた者の入札参加資格の再審査に関する要領第3条の規定に基づき、下記の書類を添付の上、（ 建設工事 測量及び建設コンサルタント等業務 物品調達 役務提供 ）の入札参加資格の再審査を申請します。

### 記

（添付書類）

建設工事	測量及びコンサルタント等業務	物品調達及び役務提供
登録営業所等調書 年間委任状 業態調書 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書 建設業許可申請書別表 専任技術者証明書 技術者名簿 有資格技術者数調書 納税証明書（市税） 納税証明書（県税） 納税証明書（国税） その他（ ）	登録営業所等調書 年間委任状 業態調書 登録事業及び技術者数調書 技術者経歴書 許可・登録等に関する証明書等 登記事項証明書等 財務諸表 納税証明書（市税） 納税証明書（県税） 納税証明書（国税） その他（ ）	登録営業所等調書 年間委任状 業態調書 取扱物品一覧表・その他業務一覧表 取扱い印刷物・設備一覧 許可・登録等に関する証明書等 登記事項証明書等 財務諸表 納税証明書（市税） 納税証明書（県税） 納税証明書（国税） その他（ ）